

墨田区監査委員公告第 1 号

令和 2 年度定期監査（第 2 回）等の結果に基づき講じた措置について、墨田区長、墨田区教育委員会教育長及び墨田区選挙管理委員会委員長からそれぞれ別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により公表する。

令和 3 年 5 月 24 日

墨田区監査委員	浜 田 将 彰
同	寺 田 政 弘
同	井 尾 仁 志
同	大 越 勝 広

## 令和2年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

### 指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 定期監査</p> <p>ア 指摘事項</p> <p>(ア) 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 事案の決定手続が確認できないもの</p> <p style="margin-left: 40px;">(a) 消耗品の購入や修繕に係る起案文書がないものがあった。(防災課)</p> <p style="margin-left: 40px;">(b) 起案文書に事案の決定権者の押印や承認がないまま、事務事業が行われているものがあった。(広報広聴担当、生活福祉課、高齢者福祉課、子ども施設課、安全支援課)</p> <p style="margin-left: 20px;">b 事案の決定手続に誤りがあるもの</p> <p style="margin-left: 40px;">(a) 墨田区事案決定規程に定める副区長が専決を行うものを、部長による専決としているものがあった。(産業振興課、経営支援課)</p>	<p style="margin-left: 40px;">(a) 消耗品の購入契約の際に、以前の決定起案を当該契約の決定起案であると誤認したために手続に誤りが生じた。今後は、手続の手順や進行状況の確認を怠らず、適正な手続を行うよう徹底する。</p> <p style="margin-left: 40px;">(b) 押印や承認漏れについては、決定権者追認の処理を行い、他に遺漏がないか再度確認を行った。また、再発防止のための業務手順を再確認し、事案決定規程や内部統制に係る研修等も実施した。</p> <p style="margin-left: 80px;">なお、墨田区事案決定規程について、指摘をされた事案の内、著しく不適切な事例があった件については、関係職員の人事措置を行った。</p> <p style="margin-left: 40px;">(a) 当該文書を廃案し、墨田区事案決定規程に定める正しい決定区分により、追認の処理を行った。今後は正しい決定区分による処理を徹底する。</p>

(b) 墨田区事案決定規程に定める副区長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあった。(都市整備課)

(c) 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあった。(産業振興課、保健計画課、建築指導課)

(b) 当該文書を廃案し、墨田区事案決定規程に定める正しい決定区分により、追認の処理を行った。なお、今回の決定の誤りの原因となった墨田区事案決定規程の解釈については、関係所管で情報共有し、今後の事務処理の適切な執行を図ることとする。

(c) 当該文書を廃案し、墨田区事案決定規程に定める正しい決定区分により、追認の処理を行った。今後は正しい決定区分による処理を徹底する。

## 令和2年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

### 監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 適正な事務の執行と取組について</p> <p>今回の監査で指摘した事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものについては、昨年度より件数としては若干減ったものの、依然として多くの課において確認された。これまでも指摘している事項であるため、同様のミスを繰り返し起こさないようその要因をしっかりと検証し、削減に向けた取組を継続して行われたい。</p> <p>昨年度、複数のミスがあった特殊勤務手当の誤支給については、今回の監査においては1件も確認されなかった。これは、職員への指導やチェック体制の強化が図られたものと評価する。次年度以降においてもミスが生じないよう、引き続き着実に取り組まれたい。</p> <p>また、指導・注意事項とした項目のように現金出納簿等の記帳漏れや記帳誤りが依然として多く見られた。所管課においては、マニュアルの改訂を行うなど一定の改善を図っているが、依然としてミスが散見されるのは、周知が不足しているものと考えられる。所管課においては周知を徹底するとともに、各課においても、職員間の情報の共有化に努められたい。</p> <p>区では令和2年3月に墨田区内部統制基本方針を策定し、内部統制体制の整備を進め、リスクマネジメントの強化を図っているところである。</p> <p>今年度の定期監査（第1回）監査結果報告書でも述べたが、より</p>	<p>(1) 適正な事務の執行と取組について</p> <p>事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものについては、職員一人ひとりが墨田区事案決定規程等の関係法令への正しい理解を深め、事務執行を行っていけるよう今後も継続してミスの要因の分析などを行い体制の構築を図っていく。</p> <p>特殊勤務手当の誤支給については、今回の監査では確認されなかったが、今後も継続してチェック体制の強化に取り組んでいく。</p> <p>また、現金出納簿等の記帳漏れや記帳誤りが依然として多かったことについては、マニュアルの改訂など改善を行ったが、全庁への周知が徹底されていなかった。実務を行う職員が有効活用できるよう周知を徹底して行っていく。</p> <p>スタートを切った内部統制については、管理監督者及び職員向けの研修等を行い、加えて所管課からの求めに応じて、総務課、法務課が協力し、墨田区事案決定規程等の基本的な事務の留意事項について職場内研修を実施した。これらのほか様々な機会を通じて事務の適正な管理と執行の確保について、全職員に周知徹底を図っていく。</p>

区民に信頼される区政の実現を目指すためには、業務の適正な執行を確保することが不可欠である。今一度、管理監督者による職員への適切な指導及び組織としてのチェック体制の構築について要望する。

(2)「職員の仕事と子育ての両立に向けた取組」について

「行動計画」にある「職員1人あたりの年次有給休暇取得日数割合を付与日数の80%とする」という数値目標においては、繁忙期の対応や現下の新型コロナウイルス感染症対策の対応などで困難な点もあると思われるが、目標の達成には、計画的に取得できるよう職場全体で取り組むことが望まれる。また、「年次有給休暇を年5日以上取得する職員の割合を100%とする」という数値目標においては、今一步の努力で達成できるものと思われる。

次に、「子が出生した男性職員の育児休業（部分休業）取得率を20%とする」という数値目標においては、取得率は23.8%と数値目標を上回っているため、引き続き子育てがしやすい職場となるよう、職場の協力体制や環境づくりに努められたい。

次に、「職員1人あたりの平均超過勤務時間を、年48時間（月平均4時間）以下とする」という数値目標においては、年48時間を超える職員がいる課は51課に及んでいる。各課では業務分担の見直しなどの取組を行っているが、管理監督者においては職員一人ひとりにしっかりと目を配り、リーダーシップを発揮しながら目標達成に望まれたい。

また「行動計画」においては、勤務時間の弾力的な運用として、在宅勤務（テレワーク）やフレックスタイムなど、柔軟な働き方についても述べられている。

(2)「職員の仕事と子育ての両立に向けた取組」について

有給休暇の取得については、計画的な取得促進について引き続き職員に啓発を行うとともに、年次有給休暇の付与日から6か月が経過した時点で取得日数が5日未満の職員に対して、必要に応じて休暇取得の勧奨を行うよう所属長に呼びかけを行っていく。

男性職員の育児休業（部分休業）については、取得を希望する場合に、職場の支援や協力体制を整えるなど、安心して育児休業（部分休業）を取得できるような職場環境の整備に引き続き努めていく。

超過勤務時間の削減については、効率的な事務執行を図るため、事務分担や協力体制、仕事の進め方等について検討を行うよう各課に促すとともに、超過勤務は、所属長による事前命令・事後確認によることを徹底し、早期退庁に努める職員意識の醸成を図っていく。

また、勤務時間の弾力的な運用として、令和2年4月の緊急事態宣言下における全庁的な在宅勤務（テレワーク）のほか、これまで実施してきた勤務体制に係る様々な取組を検証し、ウィズコロナの時代に対応した勤務時間の弾力的な運用について、制度化に向けた検討を進めていく。また、行政のデジタル化の進展に合わせて、今後の新しい生活と仕事のあり方に適した職員の働き方改革の推進に努めていく。

区では新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、昨年より在宅勤務（テレワーク）を全庁的に実施してきた経緯があるが、この実施により浮かび上がった課題をしっかりと検証し、職員のライフステージに応じた柔軟な働き方の実現や、それぞれの職員が仕事と子育ての両立した職務執行に生きがいと誇りを持てる環境づくりに、これからも鋭意努力されたい。

## 令和2年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

### 随時監査（その1）

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 工事件名 すみだ福祉保健センター外壁改修その他工事</p> <p>監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。</p> <p>監査の結果、特に指摘する事項はなかったものの、設計図面の一部において数値の記載に誤りがあった。この誤りが、工事の施行に影響を及ぼすことはなかったものの、事前の精査が不十分であったと言わざるを得ない。今後はこのようなことがないように、設計や起工などの段階における十分な精査を望むものである。</p> <p>また、今回の工事については、施設の運営を止めることなく工事を施行したものであるが、今後も同様の工事等を施行する際は、利用者の安全に十分配慮し、事故等を発生することがないように努められたい。</p>	<p>設計図面の一部において誤りがあった事項については修正を行った。なお、改めて、設計や起工の段階における十分な精査を徹底していく。</p> <p>また、施設運営を行いながらの工事の施行に当たっては、今後も、利用者の安全に十分配慮していく。</p>

## 令和2年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

### 随意監査（その2）

監査結果の内容	措置内容
<p>(1) 工事件名 平井橋補修工事</p> <p>監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。</p> <p>監査の結果、特に指摘する事項はなかったが、実地監査に先立ち実施した工事技術調査では留意すべき事項等として請負人から提出されていた監理技術者資格者証の写しが有効期限を過ぎているものであったことなどが挙げられた。監理技術者の資格については、工事現場で本人に監理技術者資格者証の提示を求め、適正に更新していることが確認されていたところであり、実地監査においても、有効な監理技術者資格者証の写しが改めて区に提出されていることを確認した。今後、請負人提出書類の処理に当たっては、その内容についても必要な確認を行うなど、適正な工事の施行に取り組まれない。</p>	<p>請負人提出書類の処理に当たっては、その内容の確認を改めて徹底し、引き続き適正な工事の施行に取り組んでいく。</p>

令和2年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 定期監査</p> <p>ア 指摘事項</p> <p>(ア) 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。</p> <p>a 事案の決定手続が確認できないもの</p> <p>(a) 消耗品の購入や修繕に係る起案文書がないものがあつた。(すみだ教育研究所)</p> <p>b 事案の決定手続に誤りがあるもの</p> <p>(d) 墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則に定める教育長が教育委員会より委任された事務以外の事務について臨時に代理することができるものとされているものを、課長の専決としているものがあつた。(地域教育支援課)</p>	<p>(a) 消耗品の修繕に係る起案文書を作成し、当該消耗品の修繕の実施について決定した。本件についてすみだ教育研究所内で共有し、消耗品の修繕に係る起案文書の作成・決定を適切に行うよう、改めて職員に周知し、指導した。今後はこのようなことがないよう、適切に処理する。</p> <p>(d) 本件は墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項及び第2項により、教育長が専決後に教育委員会において報告し、承認を受ける事案であつた。今後このようなことがないよう指導を徹底し、適正に処理する。</p>

## 令和2年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

### 監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 適正な事務の執行と取組について</p> <p>今回の監査で指摘した事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものについては、昨年度より件数としては若干減ったものの、依然として多くの課において確認された。これまでも指摘している事項であるため、同様のミスを繰り返し起こさないようその要因をしっかりと検証し、削減に向けた取組を継続して行われたい。</p> <p>昨年度、複数のミスがあった特殊勤務手当の誤支給については、今回の監査においては1件も確認されなかった。これは、職員への指導やチェック体制の強化が図られたものと評価する。次年度以降においてもミスが生じないよう、引き続き着実に取り組まれない。</p> <p>また、指導・注意事項とした項目のように現金出納簿等の記帳漏れや記帳誤りが依然として多く見られた。所管課においては、マニュアルの改訂を行うなど一定の改善を図っているが、依然としてミスが散見されるのは、周知が不足しているものと考えられる。所管課においては周知を徹底するとともに、各課においても、職員間の情報の共有化に努められたい。</p> <p>区では令和2年3月に墨田区内部統制基本方針を策定し、内部統制体制の整備を進め、リスクマネジメントの強化を図っているところである。</p> <p>今年度の定期監査（第1回）監査結果報告書でも述べたが、より</p>	<p>(1) 適正な事務の執行と取組について</p> <p>今回指摘を受けた、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものについては、正しい手順に沿った事務手続きを怠ったこと、根拠法令を確認せずに事務を行ったことが原因として挙げられる。</p> <p>また、現金出納簿等の記帳漏れや記帳誤りについては、チェック体制の強化及び日々の業務における職員一人ひとりの意識向上に努めてきたところではあるが、依然としてミスが散見されることなど、今回の監査結果を重く受け止めている。</p> <p>今回の結果等については、改めて教育委員会事務局の全職員へ周知するとともに、管理監督者によるチェック体制の確認等についての適切な指導を行っていくなど、不適正な事務処理が行われないよう徹底する。</p>

区民に信頼される区政の実現を目指すためには、業務の適正な執行を確保することが不可欠である。今一度、管理監督者による職員への適切な指導及び組織としてのチェック体制の構築について要望する。

(2) 「職員の仕事と子育ての両立に向けた取組」について

「行動計画」にある「職員1人あたりの年次有給休暇取得日数割合を付与日数の80%とする」という数値目標においては、繁忙期の対応や現下の新型コロナウイルス感染症対策の対応などで困難な点もあると思われるが、目標の達成には、計画的に取得できるよう職場全体で取り組むことが望まれる。また、「年次有給休暇を年5日以上取得する職員の割合を100%とする」という数値目標においては、今一步の努力で達成できるものと思われる。

次に、「子が出生した男性職員の育児休業（部分休業）取得率を20%とする」という数値目標においては、取得率は23.8%と数値目標を上回っているため、引き続き子育てがしやすい職場となるよう、職場の協力体制や環境づくりに努められたい。

次に、「職員1人あたりの平均超過勤務時間を、年48時間（月平均4時間）以下とする」という数値目標においては、年48時間を超える職員がいる課は51課に及んでいる。各課では業務分担の見直しなどの取組を行っているが、管理監督者においては職員一人ひとりにしっかりと目を配り、リーダーシップを発揮しながら目標達成に望まれたい。

また「行動計画」においては、勤務時間の弾力的な運用として、在宅勤務（テレワーク）やフレックスタイムなど、柔軟な働き方についても述べられている。

(2) 「職員の仕事と子育ての両立に向けた取組」について

年次有給休暇については、管理監督者による定例ミーティングの場等における職員への取得勧奨の声掛け等を実施するなど、行動計画にある数値目標の達成に向け、教育委員会全体で取り組んでいく。

超過勤務についても、事前申請の徹底（係長、課長による必要性等の確認）、必要に応じた横断的な協力体制の構築など、引き続き目標達成に努めていく。

また、職員のライフステージに応じた柔軟な働き方ができる環境づくりを推進していく観点から、在宅勤務（テレワーク）やフレックスタイムについても、希望する職員の意向等を十分に尊重しつつ、柔軟に対応していく。

区では新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、昨年より在宅勤務（テレワーク）を全庁的に実施してきた経緯があるが、この実施により浮かび上がった課題をしっかりと検証し、職員のライフステージに応じた柔軟な働き方の実現や、それぞれの職員が仕事と子育ての両立した職務執行に生きがいと誇りを持てる環境づくりに、これからも鋭意努力されたい。

令和2年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区選挙管理委員会委員長

指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 定期監査 ア 指摘事項     (ア) 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあつた。         a 事案の決定手続が確認できないもの         (b) 起案文書に事案の決定権者の押印や承認がないまま、事務事業が行われているものがあつた。</p>	<p>(b) 押印漏れについて、決定権者による追認の処理を行った。今後はこのようなことがないよう、必ず確認行為を行っていく。</p>

## 令和2年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区選挙管理委員会委員長

### 監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 適正な事務の執行と取組について</p> <p>今回の監査で指摘した事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものについては、昨年度より件数としては若干減ったものの、依然として多くの課において確認された。これまでも指摘している事項であるため、同様のミスを繰り返し起こさないようその要因をしっかりと検証し、削減に向けた取組を継続して行われたい。</p> <p>昨年度、複数のミスがあった特殊勤務手当の誤支給については、今回の監査においては1件も確認されなかった。これは、職員への指導やチェック体制の強化が図られたものと評価する。次年度以降においてもミスが生じないよう、引き続き着実に取り組まれたい。</p> <p>また、指導・注意事項とした項目のように現金出納簿等の記帳漏れや記帳誤りが依然として多く見られた。所管課においては、マニュアルの改訂を行うなど一定の改善を図っているが、依然としてミスが散見されるのは、周知が不足しているものと考えられる。所管課においては周知を徹底するとともに、各課においても、職員間の情報の共有化に努められたい。</p> <p>区では令和2年3月に墨田区内部統制基本方針を策定し、内部統制体制の整備を進め、リスクマネジメントの強化を図っているところである。</p> <p>今年度の定期監査（第1回）監査結果報告書でも述べたが、より</p>	<p>(1) 適正な事務の執行と取組について</p> <p>事案の決定手続については、事務事業を進めるうえで最も重要なことであり、事務の根幹であるため、最終決定手続の確認を怠ることのないよう、事務局内で周知徹底する。</p> <p>現金出納簿等の記帳漏れや記帳誤りについては、複数人によるチェック体制を整えて誤り等がないよう是正していく。</p> <p>内部統制については、特に煩雑となる選挙実施期間の経理事務手続についての業務チェック表を作成し、適切な業務執行に努める。</p>

区民に信頼される区政の実現を目指すためには、業務の適正な執行を確保することが不可欠である。今一度、管理監督者による職員への適切な指導及び組織としてのチェック体制の構築について要望する。

(2)「職員の仕事と子育ての両立に向けた取組」について

「行動計画」にある「職員1人あたりの年次有給休暇取得日数割合を付与日数の80%とする」という数値目標においては、繁忙期の対応や現下の新型コロナウイルス感染症対策の対応などで困難な点もあるかと思われるが、目標の達成には、計画的に取得できるよう職場全体で取り組むことが望まれる。また、「年次有給休暇を年5日以上取得する職員の割合を100%とする」という数値目標においては、今一步の努力で達成できるものと思われる。

次に、「子が出生した男性職員の育児休業（部分休業）取得率を20%とする」という数値目標においては、取得率は23.8%と数値目標を上回っているため、引き続き子育てがしやすい職場となるよう、職場の協力体制や環境づくりに努められたい。

次に、「職員1人あたりの平均超過勤務時間を、年48時間（月平均4時間）以下とする」という数値目標においては、年48時間を超える職員がいる課は51課に及んでいる。各課では業務分担の見直しなどの取組を行っているが、管理監督者においては職員一人ひとりにしっかりと目を配り、リーダーシップを発揮しながら目標達成に望まれたい。

また「行動計画」においては、勤務時間の弾力的な運用として、在宅勤務（テレワーク）やフレックスタイムなど、柔軟な働き方についても述べられている。

(2)「職員の仕事と子育ての両立に向けた取組」について

選挙実施期間とそれ以外では、職員1人あたりの年次休暇取得については大きな差があるため、職員毎に詳しい年度計画を作成し、職員が数値目標の年次休暇を取得できるようにする。

超過勤務についても、選挙実施期間に偏るため、併任職員を増やすなど、年間及び月間の職員1人あたりの平均超過勤務時間数を目標値に近づけるよう努力する。

区では新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、昨年より在宅勤務（テレワーク）を全庁的に実施してきた経緯があるが、この実施により浮かび上がった課題をしっかりと検証し、職員のライフステージに応じた柔軟な働き方の実現や、それぞれの職員が仕事と子育ての両立した職務執行に生きがいと誇りを持てる環境づくりに、これからも鋭意努力されたい。